

中央公会堂優先使用申請書

令和 年 月 日

大阪市中央公会堂 館長 様

所在地 _____
団体名 _____
申請者 _____
連絡先 TEL _____ FAX _____
E-Mail _____

下記のとおり中央公会堂を使用したく、別紙書類を添付して申請いたします。

記

1 使用年月日	年 (年)			
	月 日 ()	月 日 ()		
2 使用区分				
3 使用室名				

- 4 催事名
- 5 使用内容
- 6 参加人数 約 名

上記の団体の使用について、広く市民に提供できる事業であり、下記のとおり優先使用制度の規定に該当することを証明します。

大阪市担当部局記入欄

所 属 _____ 局・室 _____ 部 _____ 担当 _____

補 職 名 _____ 名前 _____ (※ 課長以上)

担 当 者 _____ 名前 _____

電話番号 _____

優先使用許可が可能な理由 (裏面参照)

- ア 大阪市主催・共催 イ 大阪市の委託事業 ウ 大阪市が構成員である団体
エ 大規模学会等 オ 指定管理者自主事業 カ 都市魅力創造事業

※ 上記事項を証明する書類を添付願います。

* ご記入頂きました情報は優先使用管理目的以外には使用致しません。

中 央 公 会 堂	館長	受付担当	入力担当
		/	/

本件の「大阪市中央公会堂における優先使用制度取扱取扱規程」第7条第1項第1号 _____ 該当について協議を依頼します。

大阪市中央公会堂における優先使用制度取扱規程（抄）

第7条 指定管理者は、中央公会堂優先使用申請書の記載内容及び事業内容が次の基準に該当するかどうかなど、大阪市経済戦略局文化部文化課長（以下、「文化課長」という。）と協議の上、総合的に判断して優先使用の可否を決定する。

（1）優先使用許可が可能な事業

事業内容が、市民の芸術文化の向上や公会堂又は大阪全体のアピールや集客につながる公共性・公益性を持つと判断できる場合で、かつ、下記のいずれかの事項に該当する場合

ア 大阪市(地方自治法第2編第7章の規程に基づいて設置される本市の執行機関、消防局若しくは水道局又は市会事務局をいう。以下同じ。)が主催、共催する事業で使用する場合

イ 大阪市の委託事業で使用する場合

ウ 大阪市が構成員となっている団体、実行委員会又はこれに準ずる団体が使用する場合

エ 関西、日本又は世界規模の学会、会議又はこれに準ずる事業で、大阪市、大阪府又は日本国政府がその事業の運営や事務局の一員に携わっている場合

オ 公会堂の知名度の向上及び稼働率の向上につながるものと文化課長が認めた指定管理者の自主事業で使用する場合

カ 全国的又は国際的に、水準の高い芸術文化の催し、学会、講演会又はこれに準ずる催しで、大阪の都市魅力の創造・発信に資するものと市長が認める場合

（2）優先使用許可ができない事業

大阪市職員の発令や辞令式、本市所管の学校の入学式や卒業式、又は大阪市の内部組織の行事や事業など、広く市民に提供できない事業での優先使用は許可できない。

2 優先使用申請が使用日時や使用施設が重なる場合や、土曜・日曜・祝日などに優先使用が重なり、1ヶ月のうち相当数の土曜・日曜・祝日が市民に公会堂施設の使用ができない場合などについては、同条第1号に該当する場合でも、優先使用の許可ができない場合がある。